井奉行の職掌 ―十郷用水の管理・運営を担う人々―

黒 滝 香 奈

はじめに

合である。用水に関わる研究は全国各地でなされてきた。しかし、それに対し、本稿で主に扱うのは、②の組合の一つである用水組

その多くが村落間、もしくは地域間の用水争論の検討であり、用水組合を管理・運営する人々に主眼をおき考察された研究は乏しい。 に、水利組織の管理機構を体系的に明らかにした。幕藩領主の支配に は、介組合を管理・運営者に焦点を当てた研究としては、戦後すぐに発表 が、下、用水組合を管理・運営し、地域における水利秩序を維持し なれた喜多村俊夫氏の成果が重要であり、氏は、全国各地の事例から水利組織の管理機構を体系的に明らかにした。幕藩領主の支配に はいて、用水組合を管理・運営し、地域における水利秩序を維持し できた人々の機能や役割を今一度検討することには意義があると考える。

囲の村々と複数の領主の間で、用水管理を行う必要があった。した利害が絡み合っていた。このような用水を管轄した井奉行は、広範囲・運営する人々が存在した。なかでも十郷用水は、最大規模で理・運営する人々が存在した。なかでも十郷用水は、最大規模で

井奉行の職掌の再検討を行う。 はいるが、本稿では、史料的典拠を示しながら、より細かく検討し、 明らかにした。西氏の研究においても、 管理体系が近世的なものに変化し、井奉行の性格も変容したことを ②それを基盤とし、一八世紀中期に、用水組合が中世の郷的結合体 考がある。西氏は、①一七世紀後半に近世的村が成立していたこと、 井奉行の日常的な職務を詳らかに明らかにすることを目的とする。 側がどのように利害調整を行っていたのかを明らかにすることがで がって、 から近世村落の結合体に変化したこと、 鹿村誌』などの自治体史・みくに龍翔館図録『十郷用水ものがたり』 きる。本稿は、このような地域社会の様相を解明する前段階として (以下、みくに龍翔館 十郷用水や井奉行を対象とした先行研究には、『福井県史』・『鳴 のみならず、領主支配錯綜地域において、関係する領主層と地域 井奉行に着目することによって、水利に関わる諸問題の解 『図録』と略記)のほか、西節子氏による論 ③その変化とともに、 井奉行の職務に触れられて 用水

の文書をもとに、万延元年に大連国政が編年整理したものである。 大県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の井県文書館寄託)である。

べて井奉行に統一し、述べていくこととする。「井番」「井頭」「井守」などが散見され多様であるが、本稿ではすなお、十郷用水の管理者である井奉行の呼称については、史料上

十郷用水について

本章では、十郷用水の基礎情報について概括しておきたい。

十郷用水の成立と流路

1

くこととする。 本節は、自治体史とみくに龍翔館『図録』。に拠りながら述べてい

とみられる十郷用水の存在があった。

・文荘園の開発が可能となった背景に、平安末期から成立していた
・文な荘園の開発が可能となった背景に、平安末期から成立していた
・文な荘園の開発が可能となった背景に、平安末期から成立していた
・文本・兵郷・関郷・荒井郷を一括した地域の総称であり、興福寺
・大郷・兵郷・大田郷・新

細呂木郷を除く地域を潤す越前最大の用水であった。
□を通過した後は、一番堰~七番堰と赤金水門によって磯部用水に口を通過した後は、一番堰~七番堰と赤金水門によって磯部用水に分水され、横落堤で水量が調整され、約四○か村からなる十郷用水に十郷用水は、吉田郡鳴鹿の鳴鹿大堰で九頭竜川の水を取水し、新土郷用水は、吉田郡鳴鹿の鳴鹿大堰で九頭竜川の水を取水し、新

鳴鹿大堰は、十郷用水全体に関わる肝要な堰であり、下流の村々

表 1 十郷用水の構成

高椋用水掛り村々

掛高 (石) 支配 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	十郷用水掛り村々				
東長田 1250 幕領 (舟寄) 幕領 (舟寄) 幕領 (舟寄) 幕領 (舟寄) 幕領 (角寄) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 書 領 (高森) 書 領 (高森) 書 領 (金津) 350 幕領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (名海野) 幕領 (名海野) 幕領 (石田田) 本 (金津) 446 幕領領 (石田田) 春 (石田田) 春 (石田田) 春 (石田田) 春 (高森) 第 (高和田) 第 (高祖田) 第 (高和田) 第 (高祖田) 第					
上関 1550 幕領(葛野) 下関 1360 幕領(葛野) 幕領(葛野) 幕領(葛野) 幕領(葛野) 福井藩領 (金津) 1350 福井藩領 大口中 407 幕領(石田) 春頃(石田) 幕領(石田) 幕領(石田) 春午頃(石田) 幕領(石田) 幕領(石田) 春午頃(石田) 幕衛領(石田) 幕衛領(高田) 本幕領(高野) 幕衛領(高野野) 幕衛領(高野野) 幕衛領(高野野) 幕衛領(高澤野) 幕衛領(高澤野) 本書館(高澤野) 幕衛領(高澤野) 幕衛領(高田) 本書館(高澤野) 幕衛領(高澤野) 幕衛領(高澤野) 本書館(高野) 幕衛領(高澤野) 幕衛領(高澤野) 本書館(高野) 幕衛領(高澤野) 幕衛領(高澤野) 本書館(西田) 本園高澤衛領 九岡高澤衛領 本書館(西田) 本園高澤衛領 九田高衛衛田) 本書館(高野) 本園高澤衛領 九田高衛衛 本上兵庫 400 幕衛領(高澤野) 幕衛領(高野) 本部領(高野) 幕衛領(高野) 幕衛領(高野) 本部領(高野) 幕衛領(石田) 幕衛領(高野) 本部領(高野) 幕衛領(高野) 幕衛領(高野) 本院領(高野) <t< td=""><td>東長田 徳部田</td><td>1250 1146</td><td>幕領 (舟寄) 幕領 (舟寄)</td></t<>	東長田 徳部田	1250 1146	幕領 (舟寄) 幕領 (舟寄)		
下関毒木 1360 幕領領(葛野) 幕前町(金津) 350 福井藩領 金津六日 1350 福井藩領 下兵庫 2460 幕領(石田) 大口中 407 幕領(石田) 春額(石田) 幕領(石田) 幕領(石田) 幕領(石田) 幕領(石田) 幕領(石田) 幕額(石田) 幕衛領(石田) 幕衛領(石田) 幕衛領(石田) 幕衛領(高田) 幕衛領(高野) 幕衛領(高野) 幕衛領(高野) 幕衛領(高野) 幕衛領(高田) 本者官 1900 本者官 1140 本衛領(石田) 幕衛領(石田) 本衛領(石田) 幕衛領(石田) 本衛領(高田) 幕衛領(高田) 本協護) 第衛領(高田) 本党 100 幕衛領(高西) 事務領(高野) 幕衛領(高野) 本之) 100 幕衛領(高野) 本衛領(高野) <td< td=""><td>上新上</td><td>1304</td><td>幕領 (高森)</td></td<>	上新上	1304	幕領 (高森)		
(金津)	下関	1360 350	幕領(葛野) 幕領(葛野)		
T	(金津)	350	福井藩領		
大口中 倉垣	町		,		
中野 399 松岡藩領 第9 新用 220 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 平番 1140 幕領 (石田) 基 (石田) 幕領 (石田) 基 (高石田) 幕領 (石田) 基 (高元田) 幕領 (石田) 基 (高元田) 第9 的 第9	大口中 倉垣内	407 446	幕領(石田) 幕領(石田)		
新用 220 幕領 (葛野) 幕領 (葛野) 幕領 (葛野) 幕領 (葛野) 幕領 (葛野) 幕領 (葛野) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (石田) 春河 (石田) 春河 (石田) 春河 (石田) 春河 (石田) 春前 (高森) 幕前 (高森) 幕前 (石田) 春前 (高森) 幕前 (石田) 春前 (高森) 幕前 (石田) 春前 (高和田) 春前 (高和田) 春前 (高和田) 春前 (高本) 幕前 (石田) 春前 (高本) 春前 (石田) 春前 (高本) 幕前 (石田) 春前 (高古田) 春前 (石田) 春前 (高古田) 春前 (石田) 春前 (高田) 春前 (高古田) 春前 (高古田) 春前 (高田) 春前 (石田) 春前 (石田)	西	550	幕領 (石田)		
正ノ木 170 幕領 (高森) 解渡り 290 幕領 (石田) 察領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (高森) 幕領 (石田) 秦領 (石田) 本堂 290 松岡藩領 五本 1105 丸岡藩領 上兵庫 2820 丸岡藩領 九岡藩領 大田 和超と 770 丸岡藩領 大田 海領 (石田) 東領 (石田) 東領 (高野) 東領 (石田) 東領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (高野) 幕領 (石田) 東領 (石田) 東領 (石田) 東領 (石田) 東領 (石田) 秦領 (石田) 秦領 (石田) 秦領 (石田) 秦領 (石田) 秦領 (高森)	新馬東反大上中下若:用場善白味番番番宮	220 310 350 490 1720 2360 1900 1140 730	幕領 (
蛸渡り 290 幕領 (石田) 宮ノ前 100 幕領 (高森) 蛸ノ渡 100 幕領 (高森) 今市 368 幕領 (石田) 本堂 290 松岡潘領 玉ノ江 260 未領 (石田) 中浜 1260 丸岡藩領 五本 1105 丸岡藩領 上兵庫 2820 丸岡藩領 長屋 800 丸岡藩領 長押 400 幕領 (高野) 京京 150 幕領領 (高野) 京宗 150 幕領領 (高野) 新(野中) 73 幕領 (石田) 野中 432 幕領 (石田) 今井 585 松岡藩瀬 藤沢 246 幕領 (高森)	河間	808	幕領 (石田)		
#1473511 2C100	蛸宮蛸今本玉中五上稲長伊河長定 新 野今藤渡ノノ市堂ノ浜本兵越屋井和畑宗 (中井沢り前渡 江 庫 田 中)	290 100 100 368 290 260 1260 1105 2820 770 800 400 400 190 150 73 432 585 246	幕幕幕幕 (石高、 (石高、 (高、 (高、 (高、 (高、 (高、 (高、 (高、 (
司47万円 30408	計47か村	36408			

问你们小饵		
	掛高(石)	支配
上金屋	244	丸岡藩領
樋爪	460	丸岡藩領
為安	175	丸岡藩領
友末	397	丸岡藩領
	331	九四個限
坪之内・	483	丸岡藩領
末広		
油為頭	385	丸岡藩領
筑後	384	丸岡藩領
端保	77	丸岡藩領
alle mort alle stor		t constitutor
豊原高瀬	95	丸岡藩領
牛ヶ島	177	丸岡藩領
AN BB	500	- 回 *
儀間	796	丸岡藩領
吉政	720	丸岡藩領
南横地	302	丸岡藩領
福元	1308	丸岡藩領
一本田	400	→ 四本 25
三ヶ村	430	丸岡藩領
寅国	300	丸岡藩領
里窪	324	丸岡藩領
五本	1105	九岡藩領
上兵庫	2824	丸岡藩領
中浜	1260	丸岡藩領
稲越	775	丸岡藩領
長屋	1605	丸岡藩領
石塚	741	丸岡藩領
千田	419	丸岡藩領
山窪	306	丸岡藩領
女ヶ谷	835	丸圖藩領
田屋四垣	000	/UPO (III) ISK
内屋四坦	1453	丸岡藩領
	0.05	- 回 *
曽々木	365	丸岡藩領
升田	122	丸岡藩領
内田	293	丸岡藩領
小黒	1597	丸岡藩領
大森	558	丸岡藩領
猪爪	427	丸岡藩領
里丸岡	350	丸岡藩領
長畝	741	丸岡藩領
末政	604	九岡藩領
野中山王	543	丸岡藩領
板倉	720	丸岡藩領
下粂田	949	丸岡藩領
荒井	877	高柳領 (旗本本多大膳)
高柳	473	高柳領 (旗本本多大膳)
四ツ柳	487	高柳領 (旗本本多大膳)
領家	328	高柳領 (旗本本多大膳)
寄永	94	高柳領 (旗本本多大膳)
SLF1.2.44	07000	

磯部郷用水懸り村々

27908

計51か村

十郷磯部籠組之村々				
	掛高(石)	支配		
四郎丸	250	丸岡藩領		
今市	410	福井藩領		
磯部嶋 四ツ柳 上安田 八町 二ツ屋 中(金元)	200 130 870 100 64 120	福井藩領 丸岡藩藩領 福井藩領 福井藩領 福井藩領		
楽間	370	福井藩領		
=103.44	0514			

	掛高(石)	支配
長崎高瀬	455	丸岡藩領
新(安田)	455	松岡藩領
下安田	535	松岡藩領
正蓮花· 寄安	1502	丸岡藩領
境・為国	1000	丸岡藩領
沖布目	1057	丸岡藩領
宮領	500	幕領(高森)
田嶋	500	幕領(舟寄)
中筋	1550	幕領(舟寄)
北横地	1260	幕領(舟寄)
伏屋· 三本木· 赤坂	800	福井藩領
計15か村	9614	

典拠:享保5年「鳴鹿用水磯部高掠十郷掛所村々高人足帳」(大連彦兵衛家文書、138) より作成。「十郷磯 部籠組之村々」の領主支配と、「高椋用水掛り村々」の用水掛り高は、宝暦3年「鳴鹿用水懸り村高附帳」(土 肥家文書、43)を参照。

注2:「十郷用水掛り村々」の掛高の総計は、史料上は36409 石であった。

には、 多くの村々の利害に関わる構造物が存在した。

るため、 水·磯部用水 なお、 本稿で特に断りなく「十郷用水」と称す場合は、 十郷用水の呼称を整理しておきたい。史料上では、 ・高椋用水の総称を「十郷」と記す場合が多々みられ 十郷・

十郷用

庫川に流し、 る施設であり、

春になると再修築がなされた。このように、

十郷用水 た水を兵

部・高椋用水全体を指す。

赤金水門以下の十郷用水を示す場合には、

磯

水をよくする作業がなされた。 て重要な堰であったため、 の多様な利害が絡み合った。

横落堤は、 井 Î

十郷

用

水の水量を調整す

毎春、 神明

口に溜まった土砂を取り除き通

は

磯部·十郷

用水受益者にとっ

用水不用の時には、

堤を崩し、

不用になっ

注1:「幕領(舟寄)」など、丸括弧内の記述は代官所を示す。

狭義の十 郷用: 水 と称

2 + 郷用水の構成村

村を磯部用水と呼ぶこともあったといえよう。 すべて磯部用水に属している。 享保五年 籠組之村 十郷磯部籠組之村々」は、 ҳ狭義の十郷用水・磯部用水・高椋用水のいずれに属していたかに 次に、十郷用水の構成村を分析していきたい。 て示した。併せて 17々 (1七二0) 九か村と「磯部郷用水懸り村々」一五か村、 時の各村の領主支配、 図 1 嘉永三年 すなわち、 (次頁) (一八五〇)の史料によると、 も参照されたい。このうち 〈表 1〉 用水掛り高及び、 (表1)(前頁)には 中の + 計 - 郷磯部 几

この誤差は、 る。 因すると考える。 では、「百拾八ヶ村組合」(宝暦期) 中浜村・稲越村・長屋村は、 この六か村の重複を除くと、 磯部用水と高椋用水に属していた。 ッ 、柳村は丸岡藩領と旗本本多大膳知行所の相給村 枝村の数え方や、 十郷用水と高椋用水の両方に名がみえ のちに井下に組み込まれた村々に起 総計は一一六か村となる。 と記されていることが多いため また、 五本村 ・上兵庫 落であるた 史料中 村

め

引

水免許を下

主に福井藩領の引水を契機とする水利結合が記されているため、丸

同史料は、

福井藩の用水奉行の役人が作成していた文書とみられ

付するために記されていた記録と推察される。よって、

を検討してみよう。

(表2) 十郷

は

「用水引水配符」をもとに作成した。

(表2) を用いて、

磯

部・

高椋用水中の

小規模な水利結

表 2 小規模な水利結合

	磯部	高椋	十郷	その他
鳴鹿十郷	三本木、伏屋、赤坂	田屋四垣内(田屋、畠中、与 河、篠岡)、曽々木、女ヶ谷		
十郷用水			中野、本堂、上新上、下新上、徳部田、東長田、福 嶋、長畑、定宗、河和田、長屋、伊井、上兵庫、下 兵庫、五本、倉垣内、中番、上番、下番、西、東、 大味、蛸ノ渡、河間、宮ノ前、中浜、藤沢、玉ノ 江、東善寺。反白、稲越、上関、下関、若宮、今 市、蛸渡り、新町(金津)、金津六日町、北金津、 鲤(西村枝村)	
本庄郷用水			大口中、倉垣内、西、中野、大味、中番、下番、玉 ノ木、河間、本堂、今市、藤沢、玉江、蛸渡り、中 浜、宮ノ前	
本庄東郷組合			倉垣内、大口中、東、西、上番、中番	
本庄轟木江組合			上関、下関、轟木、上番、東、大口中	
新江用水	伏屋、赤坂、三本木			
兵庫川用水		荒井	蛸ノ渡、今井、野中	
字神明口用水	北横地、正蓮花、中筋	南横地		
字神明口川下	中筋、境、為国			
字神明口下			定宗、長畑、河和田、長屋、伊井	
楽間井口	田嶋	一本田三ヶ村、里窪		
十郷用水之内関 用水井組			上関、下関、金津六日町、稲越、河原井田、新用、 高(馬ヵ)場、東善寺、反白、金津新町	池口

典拠:年不詳「用水引水配符 三」(国文学研究資料館越前史料、請求記号 22 A、史料番号 1301) より作成。 注:整合性を図るため、村名は〈表1〉に準拠し、適宜丸括弧内で補った。

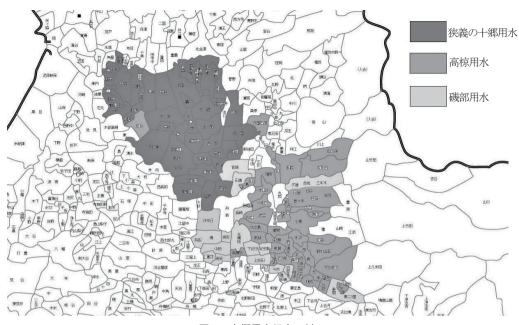


図1 十郷用水組合の村々

典拠:拠:「明治 22 年 2 月 16 日福井県令第十九号」(福井県文書館作成) を加工。〈表 1 〉をもとに色付け。 注:便宜上、五本村・上兵庫村・中浜村・稲越村・長屋村は狭義の十郷用水、四ツ柳村は高椋用水として表記した。

3 十郷用水の管理者―井奉行―

また、

(表1)

と照らすと明らかなように、

領主支配が錯綜してい

部・高椋の大規模な水利結合を跨いで結合している場合が多いこと、

水利結合のおおまかな傾向は掴むことができる。

岡藩領や旗本本多大膳知行所の所領が多い高椋・

ることである。このように、

高椋・磯部・狭義の十郷用水の中には

小規模な水利結合が展開していた。

詳

紬

に明らかにできない。

しかしながら、

(表2)

から、

磯部用水のことは

それは、

十郷・磯な

井奉行 番村百姓中に宛てられた定書には、 に古くから存在した。慶長二年 水の普請を管理する者はさらに以前からいたことがわかる。 如先規大連可申付候」とあり、 (一六八六) には確認できる。 して大連の名がみえる。 約 一一八か村からなる十郷用水の管轄は井奉行が行ってい の呼 称は、 「家秘簿」 傍線部 ただし、用水を管理する役職は、 の記述を辿ると、 十郷用水の普請を管理していた者と 「如先規」とあることから、 (一五九七) に堀秀治から本庄郷下 「十郷井水鳴鹿横落普請之儀 遅くとも貞享三年 た

七右衛門が勤めていた。 大が、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村たが、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村たが、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村たが、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村たが、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村たが、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村には四人体制に移行した。四人体制への移行後、下番村大連彦兵衛・社会には四人体制に対していた。

近世に入ると、井奉行は関係領主から給米を受け取るようになっ

領主に公認された役職であったこと、 分配割合は、 〈表3〉 一・五石という割合であった。 管理者として位置づけられていたことがわ その総計約一 0) ように、 大連両家に約八石、 六石の給米を四名の井奉行に分配してい 用 掛 ŋ 村 このことから、 1々を治 ②支配管轄を超えた十 土肥家に約五 める領主 いかる。 井 が 奉 Ŧ. 高割で給 行は 石 (1) 吉 郷 米を 幕藩 用 た。 水

になった。 掛け る書付は、 を開けて通すことになった。 は 合う必要性が生じた。そこで、 係領主によっ 内 領 々 主にとっ には、 このように、 まず大連家に出された。 に相談 福井大橋の普請にあたり必要な用木を、 て給米が支払われたことから、 ても懸案事項であったといえよう。 井奉行は業務遂行にあたり関係領主とや 丸岡藩の役所 この 際 この交渉にあたり、 大連三郎左衛門が土 福井藩から事の次第を知ら は土肥から相 用 水 談を行うこと 丽三五左衛 Ö) 丸 天 岡 鳴 維 八保七 藩へも 鹿大堰 持 年 管

わ

典拠:延享元年「御給米御割合帳」(大連彦兵衛家

表3 領主による給米の負担割合

用水掛高

(石)

18481

6898

8677

29304

2281

698

66339

的には、

丸岡藩とは

領主は固定してい

た

具体

給米

負担高(石)

4.51

1.68

2.12

7.15

0.56

0.17

16.19

0

際

各井奉行が連絡する

取りを行う必要があり、

そ

文書、241) より作成。 注:「用水掛高」は少数第一位四捨五入、「給米」は 少数第三位四捨五入。

居

住

した土

肥

家 丸岡藩

吉

 \mathbb{H} 領

家 13 かが、

福井藩

や幕領とは

あ た。 る 連 特に、 上 家 金 が 連絡 屋 + 村 肥 は を 家の 寬 行 永 治居村で つ 7 元

福井藩預領

福井藩領

丸岡藩領

旗本本多氏知行所

旗本荻原氏知行所

幕領

総計

という呼称がみら かったようである。 して丸岡藩領であったため、 四 から、 吉 れることからも裏付け それは史料中 田 家 0 村である定重 両家は丸岡 で、 「丸岡領井役」・ 語藩の: Ś 村は ħ 井奉行とい 元 禄八年 丸岡領井守 う認 か 5 が 濃 貫

四名が度々書状を交わした。 郡代所と勘定所 勘定所頭取が二名、 生じた嘉永期の争論では、 中で常置された役職は確認できな ち、 丸岡藩には、 一井藩には用水役所がおか 丸 岡 藩 0) 藩政 の役人であったといえる 分限帳をみる限 以機構 郡代所頭取が二名であったことがわかる。 0) 福 中 この四名の 井藩 れ で、 ^ 5 19 ŋ 用水奉行という役職 の用水奉行四名と、 用水に関する職 例えば、 用 役職は、 水奉行という、 神明井口 分限帳と照らすと、 務を行った者は が 丸岡藩藩役 藩政機構 をめぐっ あ ó た。 7 0

方、

次に、 井奉行各家の基礎情報をまとめておきたい

が、 が されていたこと、 は、 していて、 主から由緒を尋ねられた際の文書をみてみると、彦兵衛家は一 年 三郎 わ 大連彦兵衛家の持高は、 五 か 当時は他国 左衛門家は二〇石の村高を所持していたが、 大連彦兵衛家の身分的特権に関して、 (一八六六) 五. る。 頃 「百姓業」 ま た 福 井藩 約三六·五 ②門構えと敷台がつ 行く際の帯刀のみが認めら 連 0 は行っていないと記されている。 彦兵 大庄屋を勤めた。 延享四年 (一七四七) 衛 石であった。 一家は、 文政 r V た居宅に居住していたこと 享和三年 兀 ①昔は帯刀を行っ 九 安政二年 約一一 すべて小作におろ 平時は 八〇三) 元九 同史料 長脇差を許 石 7 六石、 に領 慶応 か た

なり、 には、 代の村々に頼母子を願い、各村は銀一五匁ずつ拠出した。嘉永四年 わかる。文政一一年には、家を売り払うほどに「零落」し、十郷惣 ただし、度々逼迫した経済状況となっていたことが以下の事例から ていた。正徳四年(一七一四) た。身分的特権については、木戸付きの門構えがある居宅に暮らし 一肥家は、 門構えなどの修繕もできない状況にあった。 用水に関する莫大な訴訟経費がかかり、「勝手向不如意」に 遅くとも享保期以降、 の所持高は、 丸岡藩の組頭 約四九・六石であった。 (大庄屋) を勤め

持高は判明しており、約七八·九石であった。できない。ただ、吉田弥三右衛門の明和期(一七六四~一七七一)の一時期井奉行を勤めた吉田家や南横地村の七右衛門の史料は確認

肥家の 掘っていったところ、水が通り、悉く水田となったというものであ した「春日神廟記」では、 祖教栄である。大連国栄 神社・春日神社の由緒書では、彦兵衛の先祖国等と三郎左衛門の先 である。大連三郎左衛門が明治一一年(一八七八)に作成した井口 る。この鹿に導かれた者についての記述は、各家の史料によって区々 春日明神に祈祷したところ、お告げがあり、春日明神の使者と思わ がある。その由緒は、 郎左衛門の三名と記されている。このように、 しき鹿に導かれた。その鹿が鳴いた場所から、 ところで、大連家や土肥家には、十郷用水の開鑿に関与した由緒 由緒書では、 土肥三五左衛門と、 両家の先祖が米穀を得るため水田となるよう (彦兵衛家)が万治元年(一六五八)に記 彦兵衛の先祖国等のみである。一方、土 南横地村七右衛門、 由緒書の記述に相違 鹿に導かれた足跡を 大連三

ていたという由緒を有する。もしくは、十郷用水が開鑿された当初から居住し、用水維持に携わっはあるが、井奉行を勤めた家々は、十郷用水の開鑿に関与したか、

加えて、大連両家の地域社会における井奉行や大庄屋以外の役割について触れておく。天永元年(一一○)に、河口荘本庄郷の式について触れておく。天永元年(一一○)に、河口荘本庄郷の式等頭格であった本庄郷の春日神社の神職は、中世から大連両家が勤めていたという。この神職としての職務内容も「用水御用記録」にめていたという。この神職としての職務内容も「用水御用記録」に付記されており、大連彦兵衛は春日神社の神職を勤めることを井奉併記されており、大連彦兵衛は春日神社の神職を勤めることを井奉行の職務の一環と認識していたと考えられる。

たのであろうか。 それでは、このような井奉行はどのように十郷用水を管理してい

一 井奉行の職掌

本章では、井奉行の主な職掌を具体的に検討していきたい。

1 鳴鹿堰・横落堤の普請管理

後者は狭義の十郷の村々を管轄した大連両家のみが関わっていた。関わる役割の二つに大別できる。前者は井奉行全員が関わっており、検討する。これは、鳴鹿堰の普請に関わる役割と、横落堤の普請にまずは、井奉行の日常的な職務である用水の普請に関わる役割をまずは、井奉行の日常的な職務である用水の普請に関わる役割を

(1) 鳴鹿堰の普請管理

請の行われ方について概観してみたい。 鳴鹿堰・横落堤に関わる職務を尋ねられた史料をあげ、鳴鹿堰の普宝暦九年(一七五九)に、幕領本保役所から井奉行大連に対し、

御尋ニ付書附を以申上候

中略

之年ハ三番堰藤杭受取申事ハ無御座候 と年ハ三番堰藤杭受取申事ハ無御座候 と年ハ三番堰藤杭受取申事ハ無御座候 と年ハ三番堰藤杭受取申事の無効をといたでは、 のでは、自然夏中洪水ニー堰所損候節、弐番堰をい右代米ニー藤 は同村が指出シ堰所繕ひ候、若三番藤杭差出申節節ハ、右御 は一村で指出シ堰所繕の候、若三番藤杭差出申節節ハ、右御 は一村で指出シ堰所繕の候、若三番藤杭差出申節節ハ、右御 は一村で指出シ堰所繕の候、若三番藤杭差出申節節ハ、右御 は一様では、 のでは、 ので

中略

銀を以請負方へ相渡普請所相勤申候一鳴鹿大堰所普請幷用水井口堀之義、十郷村々遠方ニ付毎年賃

之通相違無御座候、以上右之通鳴鹿横落用水役前々ゟ私共勤来候、此度御尋ニ付書面

宝暦九年卯二月

大連 天連 表 本 大連 表 長 衛

同郡同村

大連三郎左衛門

ていたと考えられる。

本保御役所

普請は、狭義の十郷用水の村々が遠方であったため、賃銀を払い請 を保役所から井奉行の実態を尋ねられた史料であると考えられる。 一条目からは、①鳴鹿堰の普請に伴う資材(藤や杭)の供出は山 一条目からは、①鳴鹿堰の普請に伴う資材(藤や杭)の供出は山 一条目からは、①鳴鹿堰の普請に伴う資材(藤や杭)の供出は山 が山竹田村へ渡している村々の内、幕領・諸藩領の高割で、各領主 場底堰から取水している村々の内、幕領・諸藩領の高割で、各領主 が山竹田村へ渡していたことがわかる。二条目からは、鳴鹿大堰の が山竹田村へ渡していたことがわかる。二条目からは、鳴鹿大堰の

堰の普請を行う請負人が存在したことがわかる。以上から、鳴鹿堰の普請にあたって、資材を供出する村々と鳴鹿

負人に任せていたことがうかがえる。

(一七七三)の「家秘簿」の記述をみてみよう。 システムで職務を行っていたのであろうか。まずは、安永二年では、普請の請負人、資材供出者、井奉行の三者はどのような

更料 2 [38]

鳴鹿堰の普請に取り掛かっていた。各工程には、井奉行も立ち会っり付けを行っていた。そして、藤杭を受け取りに竹田村へ向かい、四月一〇日には、鳴鹿堰に土俵入れを行い、普請場(丁場)の割四月一〇日には、鳴鹿堰に土俵入れを行い、普請場(丁場)の割っ門鹿春普請四月十日井口土俵入、十一日大割、十二日丁場小一鳴鹿春普請四月十日井口土俵入、十一日大割、十二日丁場小

五年「普請附留帳」と略記)をもとに、さらに検討を加えてみたい。に作成された「鳴鹿井口掘大堰御普請所諸色附留帳」(以下、天明【史料2】中の「藤杭請取ニ竹田へ行」について、天明五年(二七八五)

| 史料 3

指上申一札之事

一藤千貫日

一杭千本

田村々へ罷越一々相改、慥ニ請取、則井下村々ゟ鳴鹿堰所へ為右*当寅用水鳴鹿大堰所御入用之藤杭前々ゟ御定之通、我々竹

天明二年寅四月

持運遣申処仍如件

吉田弥助

土肥三五

大連彦兵衛

磯山茂助様

国からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 電からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 原からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 原からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 原からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 原からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 原からは福井藩の役人も立ち会うようになった。 原からは福井藩の役人も立ち会うようになった。

以上から、「藤杭請取ニ竹田へ行」(【史料2】)をより詳しくみて

改めは井奉行が行っていた。みると、資材の運搬は請負人が、資材の受取手形作成と品質・数

略記)が行っていた。
山竹田村・山口村・吉谷村など(以下では便宜上、山竹田村ほかと資材の供出者は、前掲史料には「山竹田村」とあるが、実際は、次に、資材供出者と普請請負人の実態を検討していく。

【史料1】にある通り、資材供出の対価として、山竹田村ほかには関係領主から代米が支払われた。山竹田村ほかが井奉行に宛てて、は関係領主から代米が支払われた。山竹田村ほかが井奉行が用水場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水場のでいた。

高椋用水は鳴鹿村条右衛門が請負頭であった。高椋用水は鳴鹿村条右衛門が請負頭であった。例えば、狭義の十郷用水の普請請大堰付近村々の百姓らであった。例えば、狭義の十郷用水の普請請していた。文化十四年(一八一七)の場が十郷・磯部・高椋用水ごとにいた。文化十四年(一八一七)の場が十郷・磯部・高椋用水は上金屋村三郎右衛門、磯部用水は鳴鹿村・松岡町一名が担っていた。そして、彼等を束ねる「受負頭」が十郷・磯部・高椋用水は鳴鹿村条右衛門が請負頭であった。

普請請負人の職務については、天明五年「普請附留帳」中の、「惣

堰のそばに常に留まり、様々な事態に対処していた。 る。「我々御普請所ニ詰居相勤可申候」とあり、普請請負人が鳴鹿 端を知ることができる。「当寅鳴鹿用水掘堰御普請所十郷・磯部 受負共」から井奉行へ宛てられた「請負申証文之事」から、その一 俵入れから藤杭運搬に至るまで普請を請け負っていたことがわ 高椋三ヶ郷ゟ御勤可被成所、夫々賃金相定土俵入ゟ掘堰藤杭持運等 我々御普請所請負相勤申候」とあり、賃金をもらい、 年初の土

留万歳帳」(以下、享保二年「万歳帳」と略記)であり、天明五年「普 普請の仕組みはいかなるものであったのか。以下で引用する史料は り立てた。その後、井奉行から請負人へ渡していたと推察される。 徴収額を決定していた。そして、年の暮れに各村々から井奉行が取 みてみよう。 同を検討することができる。この帳面に記されている二通の手形を 請附留帳」と比較することによって、享保期と天明期の仕組みの異 いずれも享保二年(一七一七)に井奉行が作成した「鳴鹿用水方万 暦期ころには確立されていたとみられる。では、それ以前の鳴鹿堰 百石二付、銀四匁三分、 以上のような普請請負制とでもいうべきシステムは、遅くとも宝 請負人への賃銀については、毎年三月頃に、井奉行宅に参集し、「高 鳴鹿普請誂賃銀」というように各村からの

[史料4]

合米壱石七升九合六夕 但シ御料御直段米壱石ニ付四拾九匁三分五りツ、 請取申藤杭代米之事

右者鳴鹿用水堰藤杭代米前々ら高割を以被下置来候通、

之分慥二請取申所仍如件 享保六年丑五月

定重村

吉田弥三右衛門

金屋村

土肥三五左衛門

れていることから、本史料は松岡藩へ宛てられたことがわかる。 この記載ののち、「右弐通之手形毎年相納、 本史料は、井奉行が作成した藤杭代米の受取手形の写しである。 松岡へ指上候」と記さ

(史料5)

請取遣申藤杭之事

藤千貫目

杭千本

無御座候、為其判形指上申所仍而如件 右之藤杭我々立合申慥ニ請取、 鳴鹿堰所へ為持運遣申候所相違

寅ノ五月二日

大連三郎左衛門印

吉田弥三右衛門印

土肥三五左衛門印

が竹田村・山口村でこの史料を作成し、 福井藩・ 本史料は、井奉行が作成した藤杭受取手形の写しである。井奉行 丸岡藩の藩役人へ渡したことがうかがえる。藤杭は、天明 藤杭改めに立ち会っていた

丸岡御両所之御立合役人中へ相渡し候

右之通享保七年寅五月二日、

竹田・山口村ニ『書付相調

福井

期と同様に、井下村々に運ばせていたのである。

めは井奉行や藩役人が立ち会って行われていた。杭や代米の受取手形は井奉行→関係領主に宛てられており、数量改以上から、資材供出をめぐるシステムは天明期と同様である。藤

天明期と異なるのは、普請請負人の存在がみられないことである。 天明期と異なるのは、普請請負人の存在がみられないことである。 天明期と異なるのは、普請請負人の存在がみられないことである。 天明期と異なるのは、普請請負人の存在がみられないことである。

に本項を小括する。 以上、鳴鹿堰普請のシステムについて図式化した〈図2〉ととも

東ねていた。このようなシステムは遅くと東ねていた。このような資材の供出は山竹田保領主に提出した。資材の受け取り時には、丸岡藩をはじめとする関係領主や井奉行が立ち会っていた。このような資材供出の仕組みは享保期からみられた。このような資材供出は普請請負人であり、彼等を「受負頭」がは普請請負人であり、彼等を「受負頭」がは普請請負人であり、彼等を「受負頭」がは普請請負人であり、彼等を「受負頭」がは普請請負人であり、彼等を「受負頭」がは普請請負人であり、彼等を「受負頭」がは、大きなシステムは遅くと

があったと考えられる。も宝暦期には確立していたが、享保期にはその原型となるシステム

(2) 横落堤の普請管理

が行うか、横落堤水戸合・切落しに伴う人足・経費などについて話 堤築立は、狭義の十郷用水の村々 立)され、これは され(「水戸落」)、兵庫川へ水が流された。春になると、再び修築 し合われた。この寄合は、 合がなされ、 合例格之通、 毎年三月中旬 先述した通り、 横落諸色相談ニ寄申候」というように、四三か村で寄 番人を誰が勤めるか、 (次第に早期化、二月上旬に) になると、 横落堤は、 「水戸合」と呼ばれた。この横落堤切落しと横落 安永六年頃から「春寄合」という呼称が 用水が不用の時期になると、 (四三か村) が行っていた。 番人らが詰める小屋の建設を誰 切り落と 江 中寄

横落堤の水戸合の時期が決まると、十郷の村々が築立を行った。 当初は、「上之方」「下之方」と二手に分かれて水戸合が行われた 「双方組合和談之上、当年ゟ築番当り上下と年番ニ仕度奉存候」と 「双方組合和談之上、当年ゟ築番当り上下と年番ニ仕度奉存候」と の際には、「水戸合之義ハ、両大連様任御差図無滞急度築立可申候」とあり、上下の組合に分かれて、年番で普請を行うことになった。この際には、「水戸合之義ハ、両大連様任御差図無滞急度築立可申候」とあり、大連両家の指図に従うことが確認された。 定着した。寄合場所は井奉行の居宅であることが多かった。

《の井落しの際にも、寄合がなされた。大連が小屋へ「例格之

堤

し、詫証文が届けられた。 切」をされることもあった。その場合には、堤番人から井奉行に対切」をされることもあった。その場合には、堤番人から井奉行に対けを行った。ただし、時には、話し合って決めた日よりも前に「盗村々」を参集させ、井落しの時期を話し合い、築番組合の者が井落村々(Si

ことがわかる。
ことがわかる。
以上から、水戸合・井落しに際しては、井奉行が直接的に関わる

3) 普請費用の算用

行われていたのであろうか。 前述した鳴鹿堰・横落堤の普請に関わる費用の計上はどのように

各村々の人足や普請材木を金銭で勘定し、 総意を得て算用されていたことがわかる。 書を伝達する「歩」への経費、下働人への賃金などである。これらは、 丸岡へ赴いた際に掛かった経費や、郷中寄合の飯代、 村々の入用を算出していた。さらに、その他の諸雑費も計上されて 用水の村々に掛かる経費の算用である。享保四年の勘定帳によれば いた。これは、横落堤の普請に関わるものであるため、 彦兵衛」とあり、 請入用の算用は、 「郷中相談之上如此」と記されており、この盛は郷中の村々が参加し、 「用水御用記録」には、「横落午割合十一月十三日ゟ十五日迄、 例えば、井奉行大連彦兵衛・三郎左衛門が御用のため福井や 毎年井奉行宅で行われてはいたが、すでに享保期 毎年一一月に横落堤普請の費用の算用が行われて 総額を高割で割り付け各 したがって、 大連からの文 狭義の十郷 横落堤の普 宿

には、郷中相談の上で算用が行われていた。

とで行われていた。 鹿堰の普請費用算用には、 おける、算用者と立会人の関係は、 もに勘定を行っていたことがわかる。史料的制約上、各算用過程に に、人足を出した村々の庄屋と請負人らが立会のもと、 書改置、井落後御他領村出庄屋中・三ヶ郷受負共井役中ゟ申触レ立 之着到帳人足歩付増減等迄、 普請請負人から井奉行へ宛てられた普請請負証文には、「其日 足勘定帳が「三ヶ郷請負中」により作成されている。文化一四年に 会之上、相定ル割合ヲ以勘定指引可仕候事」とあることから、 人立会のもと井奉行と共に日々の人足数を帳面に書き、普請終了後 鳴 ・鹿堰の普請費用の算用については、天保六年(一八三五)の人 井奉行と請負人が関わり、 毎晩村出人足、受負ゟ井役中『立会帳 右記以上に解明できないが、 両者監督のも 井奉行とと

2 用水争論の処理

末政村・ は、これまでもいくつかの論考がある。 行の機能を検討する。ここで取り上げる宝暦期の鳴鹿堰切落し出入 が絶えなかった。 た事件である。 流に位置した福井藩領五領ヶ島 まずは、十郷用水全体を潤す鳴鹿堰をめぐる争論に際しての井奉 十郷用水では、 渡村) この切落しをめぐる十郷用水と福井藩五領ヶ島のせ の者が鳴鹿堰を切って対岸の山へ稼ぎに行こうとし 構造物をめぐる争論や、引水・排水をめぐる争論 争論処理は井奉行が対応する場合が多かった。 (上合月村・下合月村・兼定嶋村 本出入は、 鳴鹿堰のすぐ下

めぎ合いは、足掛け五年に及ぶ争論となった。

との返答があり、当事者間の内済は不調に終わったことがわかる。 もって内達したが、戸枝からは役筋へ上申しないわけにはいかない はまず内済を調えようとしていたのである。 すなわち、大規模な鳴鹿大堰をめぐる争論の際においても、井奉行 内済しようと、兼定嶋村を管轄する大庄屋戸枝太左衛門方へ書付を 太左衛門方へ書通を以右之趣内達仕候得共、彼方ニョハ御役筋垣相 のであることが判明したと記されている。そこで、「尤御上御沙汰 り崩され、その内の二名を召し捕え吟味したところ、兼定嶋村のも らせる願書を提出している。そこでは、鳴鹿大堰が大勢によって切 達不申候『ハ難成趣之由返書ニ御座候」とあり、本争論を「下ニ『 二不罷成、下二。取扱内済二度仕度、兼定嶋村支配組頭合月村戸枝 この争論が生じた際、井奉行は、福井藩用水奉行へ事の次第を知

取り調べを受けたが、この際、井奉行も聴取された。さらに、国許 府評定所へ訴え出ることになった。幕府評定所では、寺社奉行から 内済を取り計らい、それが困難な場合には、 いた。このように、井奉行は、十郷用水で争論が生じた際、まずは で検使役人による取り調べが行われた際には、検使役人に同行して で争論に関する様々な業務を遂行していた。 結局のところ、本争論は、国許で解決することが困難となり、 最終的な裁許が出るす 幕

る見分の上、 福井藩に対し各村々から引水願いが提出された。そして藩役人によ 次に、引水をめぐる争論の際の機能を確認したい。渇水時には 引水を許可する配符が各村に回された。ここでは、坂

> きる。まずは、寛政九年に下関村の村役人から井奉行大連彦兵衛に 争論処理だけではなく、引水に関わる井奉行の機能も知ることがで 井郡下関村の引水を事例に検討する。この事例をみることによって、

(史料6)

宛てられた史料をみてみよう。

差上申一札之事

坂井郡下関村之儀ハ、従先年御田地及渇水候節ハ、 之儀福井御領同様二御奉行様御取斗被成下候様、大連御両人 御引水有之候処、小前百姓共一致不仕、私共取締方出来兼候 ゴ御願申上、引水御取斗被成下候、既二当巳七月組合下村々 可被下候、 之節御願申上候ハ、、 樣御取扱被下過分忝奉存候、 組合村々与不和二相成難義千万奉存候、依之以後下関村 寛政九巳年八月 尚又御配符通少茂違背仕間鋪候、 御自分樣御取次被成下是迄之通御取斗 然上ハ向後私共村方御田地旱魃 為後日仍而如件 御自分様

下関村

萩原領 庄屋 権兵衛印

長百姓 弥右衛門印

惣代 次右衛門印

同村

西尾領 庄屋 吉兵衛印

長百姓 半右衛門印

長左衛門印

井奉行の職掌

黒滝

大連彦兵衛殿

下関村は、旗本萩原氏知行所と西尾藩領の相給村落であった。当時までの渇水時の引水は、大連彦兵衛の「御取斗」(裁量)で行ってきた。しかし、村内の小前百姓らのまとまりがなく、他村の引水時に下関村の小前百姓らが不埒を働いたことがあり、関用水組合の時に下関村の小前百姓らが不埒を働いたことがあり、関用水組合の時と不和になってしまった。そのような状況から、以後は福井藩はと同様に用水奉行による引水の「御取斗」(裁量)で行った。当たるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述えるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述るようない。

許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。 許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。 許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。 許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。 許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。 許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。 許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。

その際に、下関村村役人が井奉行大連へ宛てた史料をみてみよう。た上番村から、下関村の引水について、「故障」が申し立てられた。との火種となった。天保九年に、下関村と同じく轟木江組合に属しこの下関村の引水をめぐっては、後年にも村落間におけるもめご

料76

差上申一札之事

井口 当春同領上番村任身勝手二字中井分水口一件二付、 此度新規改御連名之御免許書頂戴仕、 由難有奉存候、何分此上者末々迄不相替様、下関村願出候節 御先役様方之御本紙二通慥成証拠物御所持被成候故、下関村 ニ而本紙之儀者見当り不申、 出候処、村方取調候得共、未夕相見へ不申、御免許書写而已 人共印判一札差上申所仍而如件 之訴訟願達いたし候ニ付、下関村役人共被召出、 在来通御差紙頂戴仕候樣幾重二奉願上候、 一件ニ付古書物等有之候ハ、、其段早速可申上哉ニ被仰 然ル所貴公様ニ先年用水 此度貴公様之御苦労之 右御礼旁村役 其村方中 俄二新規 御役

天保九戌十一月日

下関村

庄屋 半右衛門印

井頭

(村役人四名連印略)

大連彦兵衛様

めぐる証拠物を所持していたことによって、下関村の引水の権利がのは免許状の写しのみで、本紙が見当たらない状況にあった。そのことに対する礼が述べられている。すなわち、井奉行が引水をことにより、下関村は新規の免許書を得ることになった。本史料は、ことにより、下関村は新規の免許書を得ることになった。本史料は、上番村からの訴訟により、下関村は用水奉行に呼び出された。そ

保障されたのである。

うな傾向はみられず、 の保持者が増加する傾向がみられる。一方、十郷用水では、そのよわる重要文書の貸借や編纂物が作成されるなど、用水に関わる記録 近世後期になり、用水組合の管理の担い手が増える中で、用水に関 保管していた形跡が数多くうかがえる。 御答可申上、 えよう。 拠主義の中における井奉行の立ち位置は変わらぬものであったとい フロシキ」というように、争論の関係書類を「布フロシキ」に包み 和八卯七月 ことにも表れている。さらに、井奉行大連家の 井奉行の日常的職掌として、②に関連する機能が多々みられる。 より大多数・集団の利益の優先の四つを指摘している。十郷用水の 書主義・証拠主義、 前述した通り、井奉行が引水に関する免許状を所持していた 1の用水争いの特質として、渡辺尚志氏は、 三五簗出入ニ付、大連両人江戸へ被召出候ハ、、荒増 正扣覚書壱冊御預所御役所ゟ被仰付正扣一冊有之 ③百姓成り立ちの論理、 井奉行がそれらを占有することによって、 他の地域の用水組合では、 ④少数者・個人の利益 「家秘簿」には、「明 ①先例主義、 ② 文 証 布 そ

件が生じた。その場にいた上番村と東長田村のものが内済し、河間用水争論に色濃く表れている。文化六年に、「水戸築立候内組合人足共之内我勢強気相働、両大連様御差図をも相拒御両人様へも手向ひ大勢騒立御怪我為仕」とあり、横落堤の水戸合の築番組合であっか大勢騒立御怪我為仕」とあり、横落堤の水戸合の築番組合であった河間村の者が井奉行大連の指図を拒否し、彼等に受力を強力を表している。文化六年に、「水戸築立候内組合人用水争いの特質のうち、①先例主義についても、当該地の

すなわち先例に基づいた用水管理が再確認されているのである。をの際に、築番組合の村々から出された詫証文の中には、「井番彦兵衛・でいくことが記されている。河間村清三郎が大連両名へ「不法」を働いた理由は定かではないものの、大連両家へ「強気相働」き、怪働いた理由は定かではないものの、大連両家へ「強気相働」き、怪人をさせるまでの事態を引き起こしたことは見逃せない。ただし、そのような事態を契機として、大連両家の主導のもと、「古法通」をぞのような事態を契機として、大連両家の主導のもと、「古法通」、そのような事態を契機として、大連両家の主導のもと、「古法通」、そのような事態を契機として、大連両家の主導のもと、「古法通」、そのような事態を契機として、大連両家の主導のもと、「古法通」、

3 小括

以上の通り、

井奉行の職掌は、

①鳴鹿堰・横落堤の普請管理、

(2)

不られていることからも明らかであるといえよう。 本用水争論の処理であった。用水争論の処理については、先例主義・ 用水争論の処理であった。用水争論の処理については、先例主義・ である。それは、本稿で多々用いた井奉行大連家の「家秘簿」の跋文に、その作成契機が「於役前相 大之印所為証印所年号調、尚後代之者為令安見附」と書かれ、後代 の人が役所から種々尋ねられた際に関連文書を見つけ易くしたと述 の人が役所から種々尋ねられた際に関連文書を見つけ易くしたと述 である。それは、本稿で多々用い の人が役所から種々尋ねられた際に関連文書を見つけ易くしたと述 であるといえよう。

おわりに

だけをまとめることとしたい。職掌を明らかにしてきた。詳細な事項は本論に譲り、ここでは要点以上、二章にわたって、十郷用水の基礎情報をまとめ、井奉行の

る村々の結合体であったといえる。

さ村々の結合体であったといえる。

は、小規模な水利結合(小江筋)が存在した。どの水利結合も構成は、小規模な水利結合(小江筋)が存在した。どの水利結合も構成は、小規模な水利結合(小江筋)が存在した。どの水利結合も構成は、小規模な水利結合(小江筋)が存在した。との内部には、高水は、約一一八か村の大規模用水組合であった。その内部には、高まず、九頭竜川から取水し、坂井郡をほぼ北西に貫流する十郷用まず、九頭竜川から取水し、坂井郡をほぼ北西に貫流する十郷用

録の る。 扱甚難儀二御座候」と書かれている。まさに、この記述に表れてい 割を担った。「家秘簿」の中には、「私共支配下之義ハ御他領交故取 理者が存在し、近世には井奉行として十郷用水の村々をまとめる役 近世の用水組合において、 る通り、 論の処理であった。特に、 このような十郷用水には、中世から存在したとみられる用水の管 その具体的な職務は、 所持者としての機能を発揮したことを指摘した 領主支配錯綜地域の中で、用水の管理が求められたのであ 後者については、 重要文書を保管することによって、 ①鳴鹿堰・横落堤の普請管理、 証拠主義が重視される ② 用 水 争 古記

立し、井奉行とともに用水管理を担うようになった。そのような変ところで、一八世紀中ごろ、「十郷惣代」という新たな役職が成

明は今後の課題とする。
おめていたことによるのではないだろうか。この点の更なる実態解合かいては地域社会の中で、古記録の所持者として確固たる位置を化が生じてもなお、井奉行が近代まで存在し続けた要因は、用水組

ると考えられる。この点についての詳細な論考は他日を期したい。れなかった。しかし、井奉行と春日社守の職務は、密接な関係があ併記されている春日神社の神職としての役割については、敢えて触奉行としての役割に焦点を当てた。よって、「用水御用記録」中に本稿では、主に大連彦兵衛家文書を使用し、同家が担っていた井

註

- (2) 喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 (1)久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究 など。 二〇〇八年所収)、渡辺尚志『百姓たちの水資源戦争』(草思社、二〇一四年 野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』(吉川弘文館、二〇一四年)がある。 史学研究』第七二九号、一九九九年)など。 版会、二〇〇二年所収)、志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴 第五〇四号、 静岡』第一七号、 九五〇年)、 九七四年)、 一九八二年、 大塚英二「水利秩序の変容と地域・村落間格差」(『地方史 川島孝「近世用水争論の研究」(『ヒストリア』第六五号、 一九八九年、 のち同 のち同『日本近世地域研究序説』、 『近世幕領の行政と組合村』、 越前国を対象とした研究では、 総論篇』 (岩波書店 東京大学出 清文堂、
- (3) 前掲註(2)喜多村著書。このほかに、川島孝「近世河川灌漑における

(みくに龍翔館、二〇一四年)。(5)みくに龍翔館編『みくに龍翔館第二十八回特別展 十郷用水ものがたり』

坂井町誌』通史編

(坂井市、二〇〇七年)など。

- (8) 前掲註(4)·(5)、『福井県史』通史編二中世(福井県、一九九四年)。
- ここでは、構成村と支配のみ整理した〈表1〉を掲載した。 分析した表が掲載されている。その表は、記載項目が多彩であったため、(9) 前掲註(5) みくに龍翔館『図録』に、〈表1〉の典拠と同じ史料から
- 以下、「家秘簿」・「用水御用記録」・「用水引水配符」以外の使用史料はすべ真帳、大連彦兵衛家文書、資料群番号C○○一三―資料番号○○二二二)。真帳、大連彦兵衛家文書、資料群番号C○○一三―資料番号○○二二二)。

所蔵者名と資料番号のみ記す。 井県文書館写真帳を用いる場合には、初出のみ資料群番号を記し、以降はて福井県文書館写真帳を用いているため、その記載は省略する。また、福

- 兵衛家文書、〇〇一五五)など。 兵衛家文書、〇〇一五五)など。
- (1)慶長二年「定(堀秀治定書)」(大連彦兵衛家文書、〇〇〇二四)
- (3) 元禄二年(一六八九)、大連次郎兵衛(彦兵衛家)が死去した際に祖母市候」とあるため、この頃には、大連三郎左衛門も井奉行を勤めるようになっ中候」とあるため、この頃には、大連三郎左衛門も井奉行を勤めるようになっ中候」とあるため、この頃には、大連三郎左衛門も井奉行を勤めるようになっ申候」とあるため、この頃には、大連次郎兵衛(彦兵衛家)が死去した際に祖母のいたことがわかる(「家秘簿」一)。
- (15) 福井藩による井奉行への給米の支払いは慶安三年(一六五〇)が初出で

門家を西大連と呼称することもある。

- の典拠史料に拠る。ある(「家秘簿」一)。本文中の井奉行の給米に関わる記述は、すべて〈表3)
- (16)「家秘簿」六。
- (17) 『福井県の地名』(日本歴史地名体系一八、平凡社、一九八一年)。
- 水御奉行様」に宛てて、宝暦期の鳴鹿堰切落し出入(後述)の発端を知ら孫左衛門家文書、○○○二三)では、丸岡藩井奉行三名から丸岡藩の「用係立四年)「乍恐口上書を以奉願上候(鳴鹿大堰切流ニ付願書)」(土肥

る。

取と勘定所頭取が兼務していた役職として用水奉行が存在した可能性もあ取と勘定所頭取が兼務していた役職として用水奉行が存在した可能性もあせる願書が提出された。よって、分限帳などには表出しないが、郡代所頭

- (20)「用水御用記録」一〇。
- ○○二二—○○○四九)。 ○○○四三)、慶応二年「戸籍男女人数改五人組下帳」(下番区有文書、C
- (22)「家秘簿」五。
- ○○○五二)。
- 門家文書、C〇〇一一―〇〇〇〇六)。以下、土肥家文書と略記する。(24)享保一〇年「差上申証文之事(一揆不参加ニ付差上証文)」(土肥孫左衛
- (25) 正徳四年「田畑請帳之写手鏡」(土肥家文書、〇〇一〇七)。
- (26)「家秘簿」六。
- ○○○三○)。 (27) 嘉永四年「乍恐書付を奉願上候(門木戸再建御免願)」(土肥家文書、
- ○○一七七)。以下、高椋家文書と略記する。

明和八年「定重組村々高人別帳扣」(高椋節夫家文書、COO二七-

28

- (2)) この点は、前掲註(5)みくに龍翔館『図録』にて指摘されている。
- 日神社由緒書」(大連彦兵衛家文書、○○○六七)。作成者は大連三郎左衛門。(30)明治一一年「十郷総社中・下番両村入合地鎮座 式内井口神社・郷社春
- ○○○一九)。作成者は大連国栄(彦兵衛家)。(31) 万治元年「春日神廟記」(大連三郎左衛門家文書、C○○一四―

- (32) 年不詳「(土肥三五左衛門家由緒書)」(土肥家文書、○○一四八)。
- (33)『福井県史』通史編二中世(福井県、一九九四年)。春日神社の勧請年に
- 家文書、〇〇〇〇五)など。(34) 宝暦六年「御尋被遊候ニ付書附を以申上候(大連由緒書)」(大連彦兵衛
- 井奉行の関与の仕方について明らかにする。しい。本稿では重複を避けずに、普請請負制の実態について詳述しながら、ののののでは重複を避けずに、普請請負制の実態について詳述しながら、「一般を表現を表現を表現
- (36)「家秘簿」三。
- (37)「家秘簿」三。
- (38)「用水御用記録」四。
- (3))「丁場小割」とは、普請の絵図を作成し、磯部・高椋・十郷の担当箇所・堰の長さを定めた上で、普請請負人の受け持ち分を決める作業のこと(天明五年「鳴鹿井口掘大堰御普請所諸色附留帳」大連彦兵衛家文書、
- (40)前掲註(39)「鳴鹿井口堀大堰御普請所諸色附留帳」。
- (3)「鳴鹿井口堀大堰御普請所諸色附留帳」)とあり、丸岡藩の役人が立ち(41)「山竹田へ藤杭改ニ参、請取申候、丸岡ó立会、甲斐吉太夫殿」(前掲註
- らは福井藩用水奉行の下役も立ち会うようになった。

会っていたことわかる。「家秘簿」六によれば、天保八年(一八三七)頃か

- (42)「用水御用記録」八。
- 吉谷村等三か村請状)」(大連彦兵衛家文書、○○二五七)。資材供出村として、(43)文政一○年「乍恐指上申御請書之事(鳴鹿用水大堰所入用藤杭納入ニ付

田村に統一して表記した。
田村に統一して表記した。
田村に統一して表記した。
田村に統一して表記した。
田村に統一して表記した。
田村に統一して表記した。

- ○○二六五)。(4) 年不詳「指上申一札之事(先格ニ準ジ代米下渡願)」(大連彦兵衛家文書、
- 連彦兵衛家文書、○○○九三)。(45)文政元年「御預所福井丸岡高柳鳴鹿用水掛高御給米藤杭代米仕訳帳」(大
- 上浄法寺村引請ニ付)」(高椋家文書、○○○○七)。(46)文化一五年「引請申藤杭証文之事(鳴鹿用水御普請入用藤杭の鳴鹿村・
- 文書、〇〇〇二二)。 (47) 文化一四年「差上申証文之事(鳴鹿大堰普請用藤杭請負証文)」(土肥家
- (48)「用水御用記録」二。
- 文書、○○二九六)。 (49) 宝曆一三年「未夏鳴鹿井口弐番堀請負渡賃銀割取立帳」(大連彦兵衛家
- 用記録」一)。それより前にどこまで遡れるかは、史料的制約上不明である。(50) 宝暦二年(一七五二)にはこのようなシステムが確認できる(「用水御
- (52)「用水御用記録」三。

51

享保二年「鳴鹿用水方万留万歳帳」(土肥家文書、〇〇〇四五)。

- 世紀後期における「例格之村々」は一部固定化していたという。合を行う村々と必ずしも一致しない。前掲註(6)西論文によれば、一八(54)鳴鹿堰の見分や、井落し寄合に参加する「例格之村々」は横落堤の水戸
- (55)「用水御用記録」四。
- ○○一○○)。
- (57)天保六年「鳴鹿用水立会勘定帳」(土肥家文書、○○○五九)。
- (58) 文化一四年「相渡申請負証文之事(十郷村々用水鳴鹿御普請所ニ付)」(土

肥家文書、

000二九)。

- (の)(寛延四年)「乍恐口上書を以奉願上候(鳴鹿大堰切流ニ付願書)」(土肥
- ─○○○六九)。
 (61) 室暦三年「鳴鹿堰出入御評定所対決留書」(重森邦夫家文書、C○○四六
- (62) 宝暦三年「覚(鳴鹿大堰出入ニ付)」(土肥家文書、○○○七九)。
- 前掲註(6)西論文。(63)年不詳「用水引水配符 三」(国文学研究資料館越前史料、一三〇一)、
- ニ付願書)」大連彦兵衛家文書、○○二七一)。 仕候」とある(寛政九年「指上申書附之事(引水など福井領同様あつかい仕候」とある(寛政九年「指上申書附之事(引水など福井領同様あつかい

- 期に問題となったのは轟木江組合における引水である。問題となったのは、後者の関用水組合における引水であり、後述する天保郷用水之内関用水井組」に属している。寛政期(一七八九~一八〇〇)に郷の大田のは、前掲註(3)「用水引水配符」によると、「本庄轟木江組合」と「十
- (67) 前掲註(65)「指上申書附之事」。
- 兵衛家文書、〇〇二五八)。(8) 天保九年「乍恐口上書を以奉願上候(下関村中江筋引水ニ付)」(大連彦
- 差紙ニ付願」(大連彦兵衛家文書、〇〇二八五)。(6)) 天保九年「差上申一札之事(証拠書類提出ノ件礼旁、引水免許状下付の
- (70) 前掲註(2) 渡辺著書。
- 楽間村との間で生じた。(71)「家秘簿」四。この一件は、簗漁をめぐり井奉行土肥三五左衛門と二屋村
- (2) 工藤航平『近世蔵書文化論』(勉誠出版、二〇一七年)。
- (73)「家秘簿」五。
- (4)「家秘簿」二。前掲註(6)西論文。